

# ○ふくおか県央環境広域施設組合正副組 合長会議等設置規程

〔令和元年7月30日〕  
訓令第2号

改正 令和3年2月5日訓令第1号

(設置)

**第1条** ふくおか県央環境広域施設組合（以下「組合」という。）の組合運営に関する最高方針、重要施策等の審議及び策定等について、組合長の意思決定を補佐するとともに、ふくおか県央環境広域施設組合同規約（平成31年4月1日30市町村第5309号許可）第3条に規定する共同処理する事務の効率的な処理を推進するため、正副組合長会議、構成市町幹事会（以下「幹事会」という。）及び構成市町担当課長等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

**第2条** 正副組合長会議は、組合長及び副組合長3人をもって構成する。

2 幹事会は、構成市町から選出された職員4人をもって構成する。

3 連絡会議は、事務局長及び事務局次長、並びに構成市町の担当課長をもって構成する。

4 組合長又は事務局長は、必要があると認めるときは、前3項に規定する者以外の職員等を臨時に構成員とすることができる。

5 組合長又は事務局長は、必要があると認めるときは、前各項に規定する者以外の職員等を出席させることができる。

(会議)

**第3条** 正副組合長会議は、組合長が必要と認めるとき開催し、会議の議長となる。

2 幹事会は、組合長が必要と認めるとき開催し、組合長が所属する構成市町の職員が会議の議長となる。

3 連絡会議は、事務局長が必要と認めるとき開催し、会議の議長となる。

4 第1項の会議に組合長又は第3項の会議に事務局長が出席できない場合で、緊急を要す

るときは、正副組合長会議にあってはあらかじめ組合長が指名する副組合長が、連絡会議にあっては事務局次長がその職務を代理する。

(付議事項)

**第4条** 正副組合長会議に付議する事項は、審議事項及び報告事項とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 組合の運営及び重要施策の基本方針に関すること。
- (2) 重要な事務事業に係る計画及び報告に関すること。
- (3) 予算の編成方針及び財政計画に関すること。
- (4) 組合の運営に係る重要な規程等の制定又は改廃に関すること。
- (5) 組織、人事等の組合運営の重要な制度の制定又は改廃に関すること。
- (6) 構成市町と連絡調整すべき事項のうち、組合長が特に必要と認めるものに関する  
こと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める事項に関すること。

2 幹事会に付議する事項は、審議事項とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 前項各号に掲げるもののうち、構成市町との事前調整を必要とする重要施策に関する  
こと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める事項に関すること。

3 連絡会議に付議する事項は、審議事項及び報告事項とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 第1項各号に掲げるもののうち、事前調整が必要な事項に関すること。
- (2) 業務の連絡及び情報交換等、構成市町間での情報共有が必要な事項に関する  
こと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認める事項に関する  
こと。

(決定事項の処理)

**第5条** 正副組合長会議、幹事会及び連絡会議で決定した事項は、付議担当課で速やかに  
処理しなければならない。

2 事務局長は、必要に応じて決定事項の処理状況を正副組合長会議、幹事会及び連絡会議  
に報告しなければならない。

(周知及び徹底)

**第6条** 事務局長及び事務局次長は、正副組合長会議、幹事会及び連絡会議で付議された事項等について、関係職員にその結果を伝達し、周知徹底を図らなければならない。ただし、機密に関する事項については、この限りでない。

(庶務)

**第7条** 正副組合長会議、幹事会及び連絡会議の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

**第8条** この訓令に定めるもののほか、正副組合長会議、幹事会及び連絡会議の運営に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和元年7月30日から施行する。

#### 附 則 (令和3年2月5日訓令第1号)

この訓令は、令和3年2月5日から施行する。